岡山県税制懇話会報告書(案)

一 おかやま森づくり県民税に関する検討 一

平成30(2018)年10月

岡山県税制懇話会

はじめに

おかやま森づくり県民税は、地方分権一括法の施行に伴い、平成12(2000)年4月に都道府県・市町村の課税自主権が拡大されたことを受け、岡山県税制懇話会において調査研究を行い、その報告を踏まえ、平成16(2004)年4月に導入されました。

本税は、県民共有の財産である森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、すべての 県民に薄く広く負担を求め、それを財源とした森林保全事業を実施することにより、県民 一体となって森林の維持保全に取り組むことを目的としており、本県では、その税収を活 用して「水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森 林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」及び「森林・林業に関する各種 情報の提供と森づくり活動の推進」に取り組んできました。

導入時及びこれまでの見直しにおいて、課税期間は5年間とされ、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するとされたことから、平成20(2008)年度及び平成25(2013)年度に当懇話会において税制度や事業効果等を検証した結果、税を継続すべきこと及び取り組むべき新たな施策について知事に報告を行ってまいりました。

このたび、3度目の見直し時期を迎え、森林・林業の現状と課題やおかやま森づくり県民税事業の効果を検証し、今後における税の必要性、使途事業の方向性、税制度のあり方、国が導入する森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)との関係等について、本年5月以降検討を行ってまいりました。

本税の導入から15年目を迎えた現在、37府県において森林保全を目的とする同種の税制度が導入されており、本県の先進的な取組が全国に広く波及するところとなっています。この間、本県では、本税を活用した各種事業の実施により、間伐が遅れた森林の解消、松くい虫被害林等の再生、若い担い手の割合の増加、県産ヒノキの新たな販路開拓など様々な成果が得られたところです。さらに、今後においても森林の公益的機能を維持し、「伐って、使って、植えて、育てる」という林業のサイクルを循環させていくためには、これまでの事業に改善を加えながら継続的に実施していくとともに、針広混交林(複層林)への誘導やシカ被害対策、県産材の利用促進、将来を担う児童・生徒等への普及啓発といった新たな課題にも取り組むことが必要です。

また、この税がすべての県民・事業者に負担を求めるものであることから、税の使途事業の成果、森林の公益的機能の重要性、森林・林業の現状や役割等について、税の仕組みとともに県民の理解が進むよう一層の工夫が必要です。

この報告を契機として、すべての県民・事業者が、本県の森林を取り巻く状況を自らの 地域の問題として捉え理解を深めることとなり、それによって、世代を超えて受け継がれ てきた森林から受ける様々な恩恵を県民共有の財産として、より良い姿で将来を担う次の 世代へと引き継いでいくことを強く期待いたします。

目 次

		頁
第1	おかやま森づくり県民税の税制度及び税収等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3	岡山県の森林・林業の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第4	おかやま森づくり県民税の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第 5	使途事業の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第6	税制度のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第7	基金のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
【資	料編】	
\bigcirc	岡山県税制懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 37
\bigcirc	岡山県税制懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 38
\bigcirc	森林の保全に係る県民税の特例に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 39
\bigcirc	岡山県おかやま森づくり県民基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 41
\bigcirc	おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 42
\bigcirc	岡山県税制懇話会審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 43
\bigcirc	森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 44
\bigcirc	他府県の使途事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 46
\bigcirc	おかやま森づくり県民税事業の実績 (平成26(2014)年度~平成29(2017)年度)・・・	• 47
\bigcirc	おかやま森づくり県民税事業 (平成30(2018)年度) 計画 ・・・・・・・・	• 54

第1 おかやま森づくり県民税の税制度及び税収等の状況

今回の見直しに当たり、おかやま森づくり県民税(以下「森づくり県民税」という。) の税制度導入時からこれまでの見直しの経緯、導入後の税収等の推移、全国の状況など を整理した。

1 税制度

(1) 課税方式

県民税均等割超過課税(普通税)

ア 導入時の提言

①水道・井戸水定額課税方式(法定外目的税)、②県民税均等割超過課税方式(普通税)、③県民税同時課税方式(法定外目的税)の3つの課税方式を検討し、薄く広く県民に負担を求めるという点で公平であること、徴税コストや低所得者への配慮という点において優れていること、既存の制度を活用することにより賦課徴収にあたる市町村の事務負担を最小限に抑制できることから、②県民税均等割超過課税方式(普通税)が最も妥当である。

イ 平成20(2008)年度及び平成25(2013)年度の見直し

徴税コストや低所得者への配慮という点において優れており、納付、納入等の 手続きが適切に行われ、県民、事業者に定着していることから、課税方式を変更 する必要はない。

ウ 全国の状況

平成30 (2018) 年3月末時点では、37府県で森林の保全を目的とする独自制度 が導入されており、このうち33県で本県と同様の課税方式(個人は定額の、法人 は均等割額に対する割合の県民税の超過課税)が採用されている。

(参照:資料編 森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況)

(2) 税率

個人:500円/年

(現行の個人県民税均等割額1,500円/年+森づくり県民税額500円/年)

法人:均等割額の5%相当額

【法人の資本金別の税率】

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	森づくり県民税の税率(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超~50億円以下	540,000円	27,000円
1 億円超~10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超~ 1 億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

ア 導入時の提言

全体の税収規模、当初案の負担水準、アンケート結果、法人の社会的役割、現行の県民税均等割の仕組み、森林の状況等を考慮して検討した結果、個人については超過額を定額の500円、法人については超過税率を均等割額の5%が適当である。

イ 平成20 (2008) 年度及び平成25 (2013) 年度の見直し

事業に必要な費用を賄うためには税率を維持する必要があり、全国でも標準的なものといえることから変更する必要はない。

ウ 全国の状況

平成30 (2018) 年3月31日現在、森林の保全を目的とする独自税制を導入している37府県のうち、個人の税率を500円としている県が20、法人の税率を均等割額の5%としている県が19と、半数以上を占めている。

(3) 課税期間

5年間

ア 導入時の提言

課税期間を5年間とし、政策税制としての導入効果を検証して、制度の見直し を行うことが必要である。

イ 平成20(2008)年度及び平成25(2013)年度の見直し

主要な施策である間伐事業が「地球温暖化防止等間伐推進5カ年計画(平成20 (2008)年度から平成24 (2012)年度)」、「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画(平成25 (2013)年度から平成29 (2017)年度)」を基に実施されるものであることを踏まえ、課税期間の目安としては5年間とすることが適当であり、これを変更する必要はない。

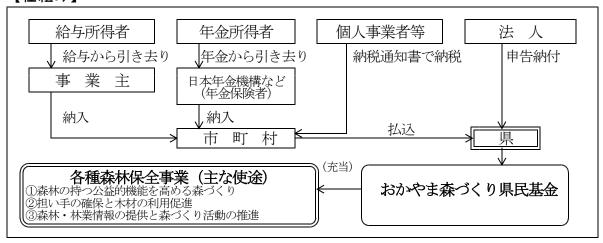
ウ 全国の状況

森林の保全を目的とする独自税制を導入している37府県のほとんどが、概ね5年ごとに税制度の見直しを行っている。

(4)納税義務者

- ・県内に住所等を有する個人
- ・県内に事務所・事業所等を有する法人

【仕組み】



2 税収の推移

税収は、個人・法人を合計して概ね5億5千万円程度で推移している。

(単位:千円)

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	個人	450, 427	439, 892	443, 103	447, 720	449, 183	454, 735	451, 686	457, 321	461, 686	466, 534
税収	法人	111, 795	113, 722	113, 745	116, 016	115, 777	114, 016	114, 570	118, 230	117, 988	120, 128
:	計	562, 222	553, 614	556, 848	563, 736	564, 960	568, 751	566, 256	575, 551	579, 674	586, 662

⁽注) 決算額。ただし、平成29(2017)年度は決算見込額、平成30(2018)年度は当初予算額である。

3 基金積立額等の推移

税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、森林保全事業に充当している。

(単位:千円)

区分年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
基金積立額	561, 285	585, 222	560, 170	556, 752	559, 891	573, 858	566, 884	578, 651	583, 261	572, 102
事業充当額	520, 793	490, 834	552, 310	608, 450	653, 578	536, 959	566, 405	539, 415	617, 126	678, 961
基金残高	187, 380	282, 224	290, 670	239, 562	146, 287	183, 491	184, 261	223, 575	189, 757	82, 922

⁽注)決算額。ただし、平成29(2017)年度は最終予算額、平成30(2018)年度は当初予算額である。

第2 おかやま森づくり県民税事業の実績と主な成果

森づくり県民税を財源とする施策については、岡山県税制懇話会の提言(平成15 (2003) 年10月)により、「水源のかん養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり」、「森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進」、「森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進」を3つの柱として推進されてきた。

平成25 (2013) 年度に開催された前回の岡山県税制懇話会では、超過課税の継続の必要性をはじめ、使途事業の方向性等について検討を重ね、それまでの事業の成果や現状に鑑み、平成26 (2014) 年度以降5年間についても、引き続き3つの柱に従いながら、各種の森林の保全に関する施策を実施することが適当とした。

また、具体的な使途事業については、新たな課題に適切に対応するとともに、引き続き、国庫補助事業との連携を図りつつ、各地域の実情を十分踏まえた上で、施策の必要性や緊急性等を十分勘案して取り組むよう提言したところであり、この趣旨に即して森林保全事業が実施されている。

- 1 平成26 (2014) 年度から平成29 (2017) 年度までの実績
- (1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (1.644.454千円)

ア 健全な人工林の整備(1,214,813千円)

間伐等の実施、作業道の開設・補修・ストックポイントの造成、間伐材の搬出、低コスト再造林モデル林の整備、少花粉スギ等を普及するためのモデル林の設置等を支援

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出(429,641千円)

松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険 木の除去、荒廃里山林等の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保 全の取組を支援



健全な人工林へ向けての間伐実施



少花粉スギモデル林の整備



松くい虫被害木の伐倒による駆除

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 (376,928千円)

ア 力強い担い手の育成(130,523千円)

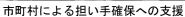
作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村によ

る担い手の確保に向けた取組、林業事業体の経営改善の推進等を支援

イ 木材の利用促進(246.405千円)

公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大(輸出対策の強化)、森林認証等の取得促進の取組等を支援







CLT利用建築物への支援



県産材展示会の開催

(3)森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

(76,731千円)

ア 県民への情報提供(17,695千円)

森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、ヒノキ 木工クラフトコンテスト・講演会等の開催、県民税事業実施者からの情報発信等を 実施

イ 県民参加による森づくり活動の推進(59,036千円)

森づくりサポートセンターの活動(植樹、保育のつどい等の開催)、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等を実施



木エクラフトコンテストの開催



サポートセンターによる研修会の開催



企業等による森づくり活動

県民税事業充当額 合計 2,098,113千円

2 導入時(平成16(2004)年度)から平成29(2017)年度までの実績

(1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (5,262,920千円)

ア 健全な人工林の整備(4,313,883千円)

間伐等の実施、作業道の開設・補修、間伐材の搬出、少花粉スギ等を普及するた

めのモデル林の設置、平成16年台風第23号による風倒木被害地の復旧等を支援

イ 多様な森づくりと快適な森林環境の創出(949,037千円)

松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険 木の除去、主要なダム上流の人工林の整備、地域の実情や課題に対応した市町村に よる森林保全の取組を支援

(2)森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進 (1.532.753千円)

ア 力強い担い手の育成(528,466千円)

作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組等を支援

イ 木材の利用促進(1,004,287千円)

公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大(輸出対策の強化)、森林認証等の取得促進の取組等を支援

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 (336,407千円)

ア 県民への情報提供(84,906千円)

森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、森づくり県民税を活用した取組の情報発信等を実施

イ 県民参加による森づくり活動の推進(251,501千円)

森づくりサポートセンターの活動(植樹、保育のつどい等の開催)、企業等による森づくり活動、みどりの大会等を実施

県民税事業充当額 合計 7,132,081千円

	施策の展開方向	1 期目 (H16~20)	2期目 (H21~25)	3期目 (H26~29)	計
I	水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的 機能を高める森づくり	1, 548, 840	2, 069, 626	1, 644, 454	5, 262, 920
	1 健全な人工林の整備	1, 465, 137	1, 633, 933	1, 214, 813	4, 313, 883
	2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出	83, 703	435, 693	429, 641	949, 037
I	森林整備を推進するための担い手の確保と木材の 利用促進	537, 898	617, 927	376, 928	1, 532, 753
	1 力強い担い手の育成	186, 740	211, 203	130, 523	528, 466
	2 木材の利用促進	351, 158	406, 724	246, 405	1, 004, 287
Ш	森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活 動の推進	153, 267	106, 409	76, 731	336, 407
	1 県民への情報提供	41, 042	26, 169	17, 695	84, 906
	2 県民参加による森づくり活動の推進	112, 225	80, 240	59, 036	251, 501
	合計	2, 240, 006	2, 793, 962	2, 098, 113	7, 132, 081

(注) 四捨五入のため、計が合わない場合がある。

- 3 事業毎の実績と主な成果
 - I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
 - 1 健全な人工林の整備
 - (1)継続的な間伐等の促進

取組のポイント

- 間伐は、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発揮するために欠くことのできない作業
- これまでの対策では、16~45年生の間伐対象森林を解消
- 間伐が進みにくい施業集約化困難地等において継続的な支援が必要

主な取組実績

- ・著しく間伐が遅れている奥地林・放置林の解消や施業集約化困難地への支援
- ・国庫補助事業と連携して間伐事業を加速化

	H16∼⊦	129年度の間伐	実施状況	
年度	H16~H20	H21~H25	H26~H29	計
間伐計画面積	36, 550 ha	29, 400 ha	21, 600 ha	87, 550 ha
間伐実施面積 (A)	33, 514 ha	33, 876 ha	19, 398 ha	86, 788 ha
うち県民税 活用事業(B)	5, 501 ha	14, 498 ha	7, 474 ha	27, 473 ha (年平均1, 962ha)
割合%(B/A)	16.4 %	42.8 %	38.5 %	31.7 %

主な整備事例



放置された過密な森林



伐採後、林内に光が入っ た森林



林床に下草が生え、機能が 高まりつつある森林

- 【成果】○施業集約化等が困難なために間伐が遅れた森林を解消
 - ○国庫補助と連携した間伐による公益的機能の早期回復

年間約2,000haの 間伐を実施

水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 1 健全な人工林の整備
- (2) 再造林による持続的な林業経営の実現

取組のポイント

- 人工林資源は次第に充実してきているものの、25年生以下の若齢林は極端に少なく、いびつ な齢級構成 一 「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環
- 再造林による人工林の若返り化を図り、均等な齢級構成へと誘導 あわせて、花粉の大量発生に対処するため、少花粉スギ苗木等を使用した再造林を推進

取組実績

- 低コスト再造林モデル林の整備
 - ・再造林の低コスト化を図るため、 伐採から植栽までを一貫して行うモデル林を設置
 - ・作業システム構築のためのデータを収集

低コスト再造林モデル林の設置 5箇所 8.85ha



伐採・集材







造材・運材





木材の搬出後、直ちにコンテナ 苗を植栽、データの収集

- 少花粉スギ苗木等を使用した再造林の推進
 - ・少花粉スギモデル林設置状況(または植栽・下刈りの実績)

単位:ha、本

設置年度	H22	H23	H24	H25	H26	H26	H27	H28	H29	計
設置場所	美咲町	奈義町	新庄村	津山市	新見市	真庭市	西粟倉村	鏡野町	美作市	9箇所
面積	0.20	0.10	0.10	0.16	0.20	0.20	0.20	0.10	0.10	1.36
植栽本数	600	330	300	480	500	500	300	150	300	3,460

・少花粉スギ専用採種園の整備

既存採種園の改良:1.70ha 新規採種園の造成: 0.30ha







採種園整備 (種子採取)

- 【成果】 (低コスト再造林モデルの設定(5箇所)、林業関係者等への普及
 - 少花粉苗木供給体制の構築、少花粉スギモデル林の設置(9箇所)に よる普及促進

- I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
 - 2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出
 - (1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保
 - (2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

取組のポイント

- 放置された里山林等では多くの課題
 - ・松くい虫被害林の健全化・ナラ枯れ被害の拡大防止・土砂災害の発生防止・野生鳥獣被害の防止
- 松くい虫・ナラ枯れ被害林を病害虫に強く健全な天然林へ誘導
- 薄暗く荒廃した里山林等の整備、有害野生鳥獣生息域での緩衝帯の整備等を実施 集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査を実施
- 市町村等からの提案による、地域の課題等に対応した取組を支援

主な取組実績

- 松くい虫被害林の再生(H21~29)
 - ・松くい虫被害林の整備

9 1 9 ha

・ 松くい虫被害発生源の除去
9,704㎡

・ 人家裏等の危険な被害木の除去 19,250㎡









被害状況

被害木の 伐倒・整理

更新木による 再生

現況

639m²

- ナラ枯れ被害林の再生(H22~29)
- 9,428m ・搬出助成



521本



•被害跡地更新



未利用広葉樹のしいたけ原木へ の利用促進



薬剤の樹幹注入

被害地の伐倒処理

主な取組実績

- 荒廃里山林や緩衝帯等の整備(H24~29)
 - ・荒廃里山林等の整備 65ha



里山林等の再生 (伐りすかし、柵工等)





有害野生鳥獣の生息域拡大防止のため、 人家等の周辺森林での緩衝帯を整備

- 集落周辺の荒廃森林調査(H26~29)
 - ・ 集落等の周辺森林の荒廃状況 調査
 - 森林災害等の未然防止パト ロール
 - 松くい虫、ナラ枯れ、野生鳥獣に よる被害森林の調査
 - ・ 山火事防止の啓発活動、山火 事跡地の植生回復状況の調査 等







危険な松枯れ調査

- 市町村提案型森づくり事業(H21~29)
 - ・松くい虫被害木の除去 2,298m³
 - ・ 松くい虫被害の予防 (樹幹注入等) 18,063本
 - 間伐用林業機械等の導入 26台
 - ・ 市民参加による森づくり活動 244団体



市民参加による里山林の整備



松くい虫被害の予防 (薬剤の樹幹注入)

- 【成果】 松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生、被害を低減
 - ナラ枯れ被害地での早期対策により、周辺地域への急激な拡大を抑制
 - 放置された里山林等の整備により、安全で快適な森林環境を確保

筡

○ 市町村からの提案による森づくりを支援し、地域の課題の解決等に貢献

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- 1 力強い担い手の育成
- (1)優れた担い手の育成・強化
- (2) 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

取組のポイント

- 生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するために、引き続き、若者の 林業への参入を支援
- 現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することで、優れた担い手を育成・強化
- 意欲と実行力を有する林業事業体の取組を重点的に支援

主な取組実績

- ・優れた知識と技能を有する現場技術者の育成 131人 (H22~H29) (林業作業士、現場指導者、作業道パレーター)
- ・ 安全作業装備・器具等の導入支援 延べ172事業体 3,115人(H22~H29)
- ・ 市町村による担い手の確保の推進 7 市町村 (H29) (津山市、新見市、真庭市、新庄村、鏡野町、西粟倉村、美咲町)
- ・ 新規就業者の職場内研修への支援 228人 (H16~H29)
- ・ 高校生等への林業インターンシップの実施 149人(H26~H29)



防護衣等の安全装備

主な取組事例



現場指導者の 育成研修



作業道のオペレー ター研修



林業就業ガイダンスに 市町村も参加



林業作業体験プログ ラムの開催

【成果】

- ○林業の若い担い手割合が増加 (39歳以下割合 H15 18%→H28 35%)
- ○作業内容に応じた高い技術と知識を 有する担い手を育成

県内林業事業体の就業者の推移 1,000人 45% 37% 37% 36% _{35%} 40% 人008 35% 687 26% 18% 30% 600人 503 *466 <u>464</u> 25% 20% 400人 15% 11% 10% 200人 0 7 H10 H15 H20 H25 H26 H27 H28 ∞ 40~49歳 50~59歳 ☑39歳以下 ■60歳以上 → 39歳以下の割合

I 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- 2 木材利用の促進
- (1)公共施設等への木材利用の促進
- (2) 県産材の需要拡大

取組のポイント

- 森林資源が充実しつつある中、林業経営の持続を通じた森林の適正な整備を促進するため には、県産材の需要拡大が重要
- 公共施設等への県産材利用を更に促進
- ヒノキの優れた材質や県内の木材加工技術を活かし、県産材の国内外への販路拡大を促進

主な取組実績

公共建築物等の木造化・木質化、木製品の導入849箇所 2,433㎡(H16~H29)

【内訳】

公共施設、文教施設(学校、保育園等) 731箇所 社会福祉施設(特別養護老人ホーム等) 31箇所 集会コミュニティ施設(集会所、公民館等) 16箇所 観光レクリエーション施設(公園等) 35箇所 その他(商店街等) 36箇所

CLTの導入促進 7箇所 158㎡ (H29)【内訳】

学校1箇所、こども園1箇所、 図書館1箇所、その他施設 4箇所

○ 販路拡大への取組(H24~H29) 都市部や海外での展示・商談会への出展、 販売拠点づくりや市場調査等を実施







アンテナショップの開設 (韓国)

県と市町が広域連携して木材輸出を支援



CLTを利用した 公共建築物



木製用具の導入



エンドユーザー等へのPR

【成果】

- 多くの県民が利用する公共施設等において県産材利用を支援(849施設へ支援)
- 公共建築物等における C L T の新たな利用を普及促進 (新規導入 158㎡)
- 海外を含めた県産ヒノキ製材品の新たな販路を開拓(県内から韓国への木材輸出量 H26:1,785㎡→H28:2,945㎡)

森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 県民への情報提供

取組のポイント

- 森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開
- 広報・情報発信手段の多様化と充実
- 県民税事業実施者が行う現場からの情報発信

主な取組実績



森林・林業就業PR動画の制作・広報



小学校社会科副読本の配付 99,000部





ヒノキPR動画の制作・広報



イベント等での広報 随時



木工クラフトコンテストの開催



林業体感ツアーの開催



講演会の開催

【成果】

- 小学校副読本の配付や森林等のPR動画配信など、親しみやすい周知活動を展開
 - 県民税事業実施者からの情報発信により、県民の森林・林業に関する理解を促進

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 2 県民参加による森づくり活動の推進
- (1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進
- (2)森林・自然を活用した体験学習を促進

取組のポイント

- 自主的なボランティア活動の発展のため、「おかやま森づくりサポートセンター」を拠点とした活動や、 企業等との協働の森づくり活動を促進
- 森林・自然を活用した体験学習や山村交流活動を促進

主な取組実績

○県民参加による森づくり活動



森づくり活動への参加 954回 (延べ48,233人)



おかやま森づくりサポートセンターの活動支援



二酸化炭素森林吸収評価の認証



企業の森づくり活動への支援 22企業・団体

○森林・自然を活用した体験学習



みどりの大会の開催14回(延べ7,000人)



都市と山村との交流促進 18団体

【成果】

企業等による森づくり

- 自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等が増加
- (9社→22社)
- みどりの大会の開催や山村交流活動により、森林の重要性についての理解を促進

第3 岡山県の森林・林業の現状と課題

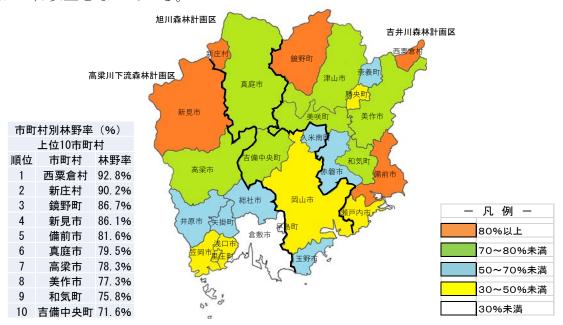
おかやま森づくり県民税事業の成果等を踏まえ、岡山県の森林・林業の現状と課題を 整理した。

1 森林資源

岡山県の森林面積は約484千haと、県土のおよそ68%を占めており、水源の涵養、 県土の保全などの公益的機能の発揮を通じて、県民生活に大きく貢献している。

(1) 市町村別林野率

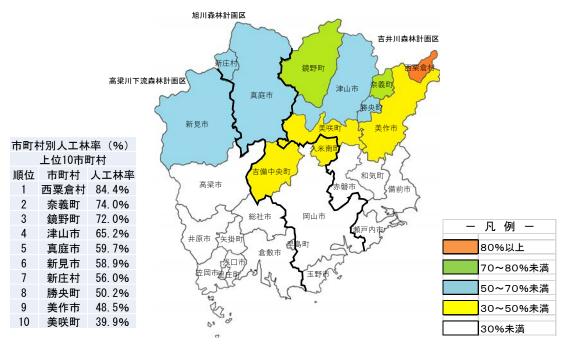
林野率70%以上の市町村は県北部に多く、その中でも西粟倉村と新庄村は林野率が90%以上となっている。



(注) 平成29 (2017) 年3月31日現在 (林政課資料)

(2) 市町村別人工林率

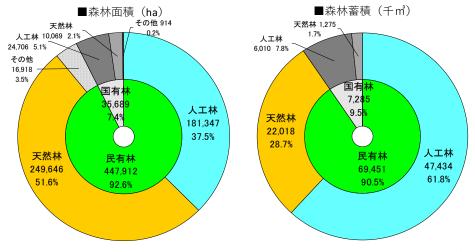
人工林率の高い市町村は、年降水量が1,400mmを超える県北部地域に集中している。



(注) 平成29 (2017) 年3月31日現在 (林政課資料)

(3) 国有林・民有林別森林面積

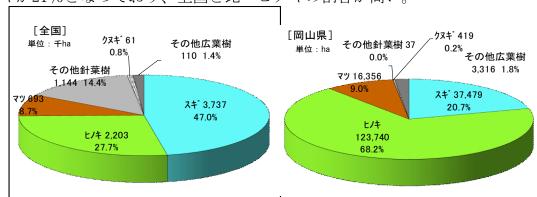
県内の森林面積の約43%がスギ・ヒノキなどの人工林で、約54%が広葉樹やマツなどの天然林となっている。



(注) 平成29 (2017) 年3月31日現在 (林政課資料)

(4) 民有林における人工林の樹種別面積

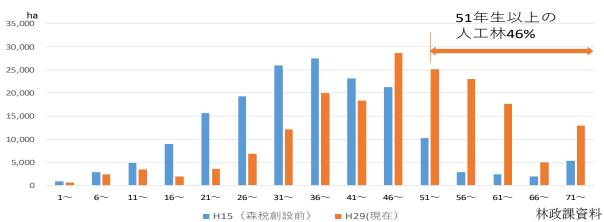
樹種別にみると、全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが68%、スギが21%となっており、全国と比べヒノキの割合が高い。



(注) 全国:平成24 (2012) 年3月31日現在 岡山県:平成29 (2017) 年3月31日現在 (林野庁及び林政課資料)

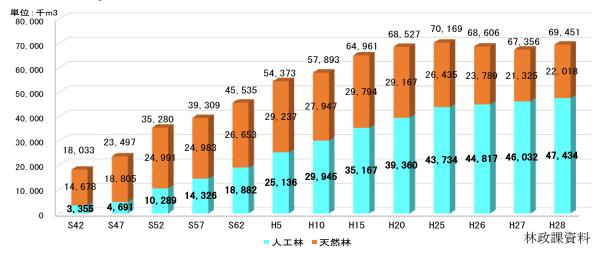
(5) 人工林の林齢別面積構成(民有林)

人工林の約46%が51年生以上となり、皆伐等の主伐期を迎えようとしている一方で、 25年生未満の若い人工林の面積が減少しており、林齢の平準化が必要である。



(6) 民有林における蓄積の推移

人工林の蓄積は昭和42(1967)年当時と比較して約14倍に増加しており、資源は充実しつつある。



(7) 間伐対象林の調査結果

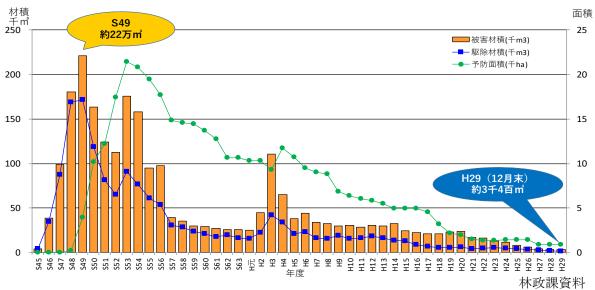
間伐の対象となるスギ・ヒノキ人工林において、樹高、胸高直径、生育本数(混み 具合)及び表土の流出状況等を調査した結果、間伐が必要な森林は約38,000haあり、 そのうち表土の流出が見られるなど緊急に間伐が必要な森林は約23,000haあった。



資料: 平成29(2017)年度間伐推進計画調査分析結果による (岡山県)

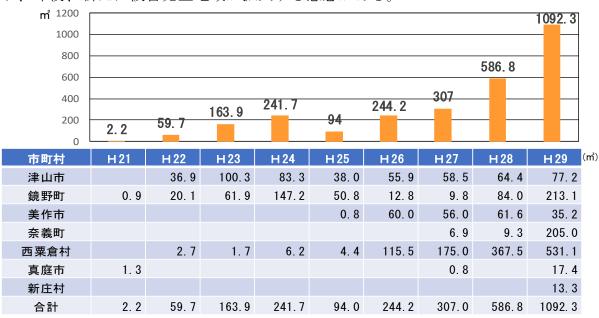
(8) 松くい虫被害状況の推移

本県の松くい虫被害量は、昭和49(1974)年度に約22万㎡と過去最高であった。その後、空中散布や伐倒駆除などの各種防除対策を実施した結果、平成29(2017)年度の被害量は約3,400㎡まで減少したものの、依然として県内広範囲にわたって被害が発生している。



(9) ナラ枯れ被害状況の推移

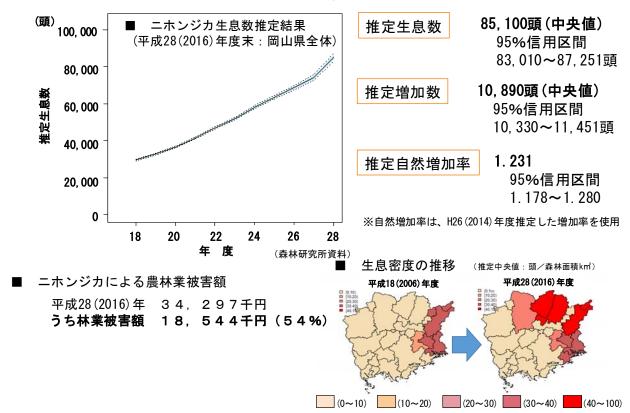
本県のナラ枯れ被害は平成21 (2009) 年度に初めて発生して以降、増減を繰り返していたが、近年は増加傾向にある。特に県北東部の鳥取県境付近に被害が集中しており、今後、新たに被害発生地域が拡大する懸念がある。



林政課資料

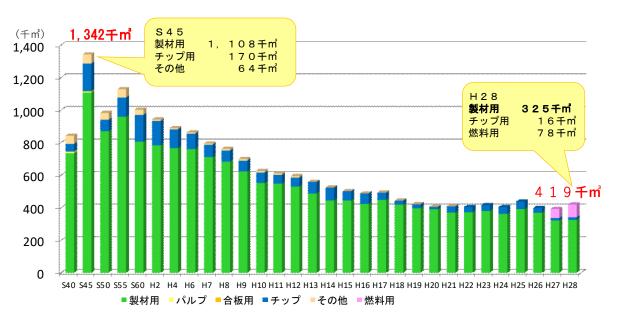
(10) ニホンジカ生息数の推移等

ニホンジカの生息数は年々増加傾向にあり、平成28 (2016) 年度末時点で85,000頭程度と推定されている。近年は、県東部の市町村に加え、津山市、鏡野町及び真庭市においても生息密度が高くなっており、植栽した苗木の食害が増加し、森林所有者の再造林の意欲を失わせる一因となっている。



2 木材 (丸太) 需要量の推移

本県の木材需要量は昭和45 (1970) 年をピークに年々減少傾向にあるが、平成18 (2006) 年頃から40万㎡程度で横這いに推移している。需要量全体の約8割が製材用であり、本県は全国的にも有数の国産材加工県である。



資料:農林水産省「木材需給報告書」

3 木材価格の推移

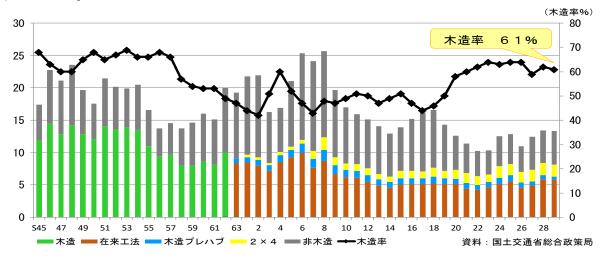
素材(丸太)価格及び製材品価格ともに、消費税の増税前には一時的に駆け込み需要により上昇したものの、長期的には低落傾向にある。



資料:(一社)岡山県木材組合連合会(県内2市場)

4 住宅着エ戸数の推移(岡山県)

木造住宅は昭和48 (1973) 年の約14,000戸をピークに年々減少しており、平成29 (2017) 年においては約8,000戸程度まで落ち込んでいる。一方、木造率は近年6割程度まで上昇している。



5 県内の木材輸出の動向

県では、県内の木材関係団体や市町と連携し、中国・韓国等への販路開拓に取り組んでおり、平成29 (2017) 年における県内の木材輸出額は約302百万円、前年比では約1.8 倍となっている。 (単位: ㎡、百万円)

国名 中国 ・	平成27:	年次	平成28:	年次	平成29:	年次	前年比		
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	
韓国	2, 174	8	2, 945	128	2, 497	158	85%	123%	
中国	591	1	992	41	1, 957	130	197%	319%	
その他	323		20	1	334	14			
合計	(9社) 3,088	11	(8社) 3,957	169	(13社) 4,788	302	121%	178%	

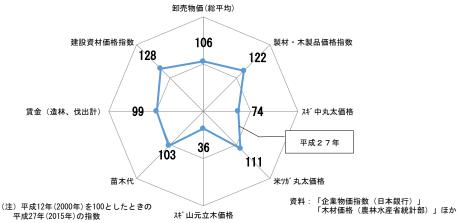
- その他:台湾、ベトナム、フィリピン
- ・四捨五入により計が合わない場合がある。
- ・():輸出企業数で延べ数

林政課資料

6 林業経営

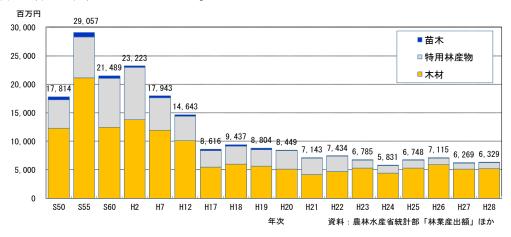
(1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化 (H12(2000)とH27(2015)との比較)

賃金や苗木代は平成12年と比べてほとんど変わらないのに対し、スギの山元立木価格と丸太価格は下落している。



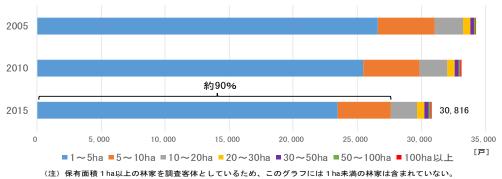
(2) 林業粗生産額の推移

本県の林業粗生産額は昭和55 (1980) 年をピークに減少が続いている。平成28 (2016) 年の内訳は、木材が約52億円 (約82%)、特用林産物が約11億円 (約17%)、苗木が約1億円 (約1%) となっている。



(3) 保有山林面積規模別林家数

本県では零細な林家が多く、保有面積が1~10haの林家は全体の約9割を占める。

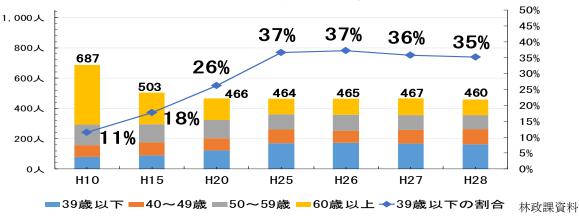


資料:農林水産省「2015年世界農林業センサス」

7 林業労働力

(1) 県内林業事業体の就業者の推移

39歳以下の若い林業就業者の割合は、森づくり県民税創設前と比較して高くなっており、ここ数年は35%程度で推移している。毎年度20~30人程度の新規就業者が確保されているが、不安定な雇用条件などが原因で定着が進まず、林業就業者数は全体で460名程度と横這い傾向で、担い手不足の状況にある。



(2) 産業別労働災害の状況 (千人率) [全国]

災害の発生頻度を千人率でみると、林業は全産業と比べて約14倍と非常に高い状況 にある。林業労働災害の約6割が、伐倒・造材の作業時に発生しており、担い手の確 保・育成のためには、労働災害の低減が急務である。

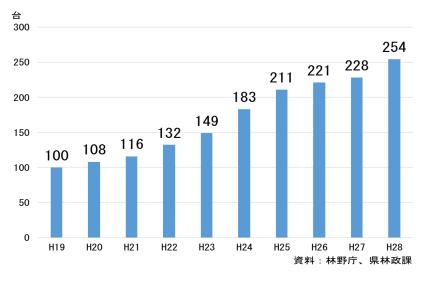
年度	H 1 5	H 2 8
林業	29. 7	31. 0
木材産業	10. 2	11.0
全産業	2. 6	2. 2

(注) 千人率とは、労働者1,000人当たり1年間 に発生する死傷者数を示すもの

資料:厚生労働省「労働災害統計」

(3) 高性能林業機械の導入状況

林業の生産性向上と労働強度の軽減を図るため、近年 では高性能林業機械の導入が進んでいる。





プロセッサ



8 森林ボランティアグループ数の推移

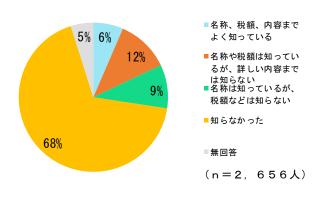
これまで、県民参加の森づくり活動を支援してきた結果、県内各地で森林保全活動に自主的に取り組むグループや企業等が増加している。



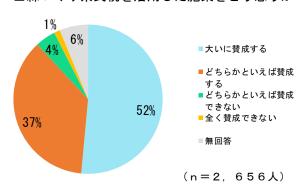
9 おかやま森づくり県民税に関するアンケート結果

県が実施したアンケートの結果、森づくり県民税の認知度は低かったが、森づくり県 民税を活用した施策については、「大いに賛成する」と「どちらかといえば賛成する」 が全体の約9割を占めた。

■森づくり県民税を知っていたか



■森づくり県民税を活用した施策をどう思うか



資料:県アンケート結果を基に作成

10 平成26 (2014) 年度からの新たな動きについて

(1) 21おかやま森林・林業ビジョンの改訂

県では、森林・林業分野における施策の展開方向や森林の整備、林業・木材産業の振興等を推進していくための基本指針として、「21おかやま森林・林業ビジョン」を 策定し、平成27 (2015) 年3月に改訂した。

豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化に向けて、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させるため、重点的に取り組む施策を追加した。

平成27(2015)年3月 改訂

改訂ビジョンの基本的方向

3つの『視点』と、4つの『基本方針』

- I 林業生産活動を通じた木材資源の確保 1 収益性の高い林業による山村の振興
- 2 循環資源である木材・木質バイオマス の利用推進
- Ⅱ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさと <u>ゆとりの</u>確保
 - 3 県民参加による森づくりの推進
- Ⅲ 自然環境の保全を通じた公益的機能の 確保
 - -1 快適な森林環境の創出

新戦略

新たな課題への対応

「豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化」

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業 のサイクルを循環させるための施策の推進

重点施策

少花粉スギ等への植替えと再造林等による齢級 構成の平準化の推進

マーケティング戦略の展開(県産ヒノキ製材品の海外等への販路拡大)

CLT等の新製品・新技術と木質バイオマス発電による新たな木材需要の創出



(2) 岡山県県産材利用促進条例の制定等

県産材の利用促進に関する施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的発展を目的として、岡山県県産材利用促進条例が制定され、平成29 (2017) 年4月1日に施行された。

県は、この条例に基づき、岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進することとしている。

岡山県県産材利用促進条例

平成29(2017)年3月21日 公布平成29(2017)年4月1日 施行

第1条:目的

第2条:定義

第3条:基本理念

第4条 県の責務 第5条 県民等の 理解・協力 第6条 関係事業者相互 の連携及び協力

第7条 指針の策定 | 第8条 | 推進体制の整備 第9条 市町村に対する協力

第10条 施策の実施状況の公表

岡山県県産材利用促進指針

平成29(2017)年5月 策定

第1章 指針策定の趣旨等

第2章 基本的事項

第3章 指針の推進に向けての取組

その他

・公共建築物における県産材の利用の促進に 関する基本的事項

・県産材需要拡大の推進体制 など

第4 おかやま森づくり県民税の必要性

県土の約70%を占める森林は、水源の涵養や県土の保全など、県民の生活に欠くことのできない公益的機能を有している。しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくく、一部のスギ・ヒノキ人工林では、依然として間伐など必要な手入れが行き届かない状況にある。また、松くい虫やナラ枯れの被害を受けた森林や、生活様式の変化等から利用されずに放置された居住地近くの森林においても、その大切な機能が十分に発揮されない状況にある。さらに、近年は局地的な集中豪雨の発生傾向が強まっており、地域によってはこれまでにない激甚な災害が発生する可能性がある。

一方、人々の森林に対する意識は、水源の涵養等の公益的機能に加え、木材を生産する機能や地球温暖化防止に貢献する働きなどを重視するようになり、森林の持つ多面的な機能の発揮に対する県民の期待は一層高まっている。

森づくり県民税は、森林の健全性を確保し、より良い姿で未来へと引き継ぐため、こうした森林の恩恵を公平に受けるすべての県民の理解と協力を求め、県民が一体となって本県の森林を支えていく取組を推進することを目的として、平成16(2004)年度に導入されたもので、これを貴重な財源として、国の補助事業等と連携しながら、本県の森林保全に欠かせない各種施策に活用され、成果を上げてきたところである。

こうした経緯や、森づくり県民税事業のこれまでの成果、本県の森林・林業における 現状と課題を踏まえ、今後の森づくり県民税の必要性について次のとおり整理した。

1 公益的機能を高める森づくり

(1) 健全な人工林の整備

これまでの森づくり県民税事業の実施により、施業集約化等が困難な森林において間伐を実施するとともに、国庫補助事業と連携して間伐事業を促進し、公益的機能の早期回復に努めてきたところである。しかしながら、依然として、一部では表土の流出が見られるなど公益的機能が低下した森林があり、水源涵養機能や土砂の流出防止などの公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急的な間伐等の実施や針広混交林(複層林)への誘導の促進が必要である。

また、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させる ためには、伐採・再造林を更に促進する必要がある。あわせて、シカによる林業被 害への対策強化や、花粉発生源対策として花粉の飛散低減に向けた伐採や少花粉苗 木による植替えを促進する必要がある。

(2) 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

これまで、松くい虫被害地などの里山林等においては、自然力を活かして広葉樹林等へ再生し、被害の低減や安全で快適な森林環境の確保に努めてきた。

松くい虫被害は年々減少する一方で、近年、ナラ枯れ被害は県北部を中心に拡大傾向にあり、現状の対策では被害地域の拡大が懸念されるため、被害の先端地域等における重点的な対策が必要である。

また、地域住民の安全・安心を確保するため、集落周辺の荒廃里山林の整備等や、 地域の課題に対応した取組に対して、引き続き支援していく必要がある。

2 担い手の確保・育成と木材の利用促進

(1) 力強い担い手の確保・育成

若者の林業への就業促進や職場内研修等の取組の結果、県民税創設前と比較して 若い担い手の割合が増加した。

一方で、毎年度20~30名程度の新規就業者が確保されているが、定着が進まない 状況にあり、県内の林業事業体の就業者数はここ数年横這いのままである。

森林整備を一層推進するためには、林業就業者の増加が必要であることから、幅 広い年代の新たな担い手を確保するとともに、既就業者等の専門技術向上のため、 研修環境の充実を図る必要がある。さらに、林業就業者の定着を図るため、不安定 な就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備に取り組む林業事業体への支援 が必要である。

(2) 木材の利用促進

これまで、多くの県民が利用する公共施設等の木造化・木質化等を積極的に推進した。また、県産ヒノキの販路開拓を支援してきた結果、新たな販路が広がりつつある。

また、平成29 (2017) 年4月1日に施行された岡山県県産材利用促進条例に基づき、県では岡山県県産材利用促進指針を策定し、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進することとしており、公共建築物はもとより、住宅など一般建築物へも幅広く県産材の利用促進を図る好機となっている。

今後、林業のサイクルを循環させるためには県産材の需要拡大が重要であることから、住宅や公共建築物等の木造化・木質化等の支援を行うとともに、県内外への新たな販路開拓等を継続していく必要がある。

3 各種情報の提供と森づくり活動の推進

(1) 県民への情報提供

小学校社会科副読本の配付、動画共有サービスを活用したPRなどにより、森林・ 林業の大切さに重点を置いた広く親しみやすい情報を発信してきた。

県民全体で森林を守り育てるという意識を醸成するため、森づくり県民税の仕組 みや使途事業の内容等について、児童・生徒等の理解を促進していくことが重要で ある。

(2) 森づくり活動の推進

自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等の活動を支援するととも に、みどりの大会の開催や都市と山村との交流活動を促進してきた。

県民・企業等が森づくり活動に新規参画できるよう環境を整備するとともに、みどりの大会等を通じた県民の森づくりに対する意識向上のための一層の取組が必要である。

以上のとおり、引き続き、県民の森林に対する多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関するこうした施策が今後とも必要と考えられ、また、森林の恩恵を受けている全ての県民が一体となった取組として推進していくことが重要であることから、森づくり県民税を平成31 (2019) 年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

これからの「おかやまの森林・林業」の取り組むべき課題

~おかやまの森林を県民全体で支えていくために~

健全な人工林の整備

○緊急的な間伐等の促進

・緊急的な間伐等の促進、針広混交林(複層林)への誘導

○再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策

- ・再造林による人工林の若返り化
- ・花粉の飛散の低減に向けた伐採の推進
- ・少花粉スギ苗木等による植替えの促進
- ・シカ被害対策の強化





少花粉スギ・ヒノキ苗木の生産



林床に下草が生え、 機能が高まりつつある森林



少花粉スギ・ヒノキ苗木の 植栽等の支援

一度目の 間伐 林業サイクルの循環 下州り 植林

多様な森づくりと快適な森林環境の創出

○荒廃した里山林を整備し、安全で快適な森林環境を確保

・荒廃した里山林等の健全化等

○地域における課題に対応した多様な森づくり

- ・ナラ枯れ被害の重点的な対策
- ・地域の森林が抱える課題に対応した取組への支援





松くい虫被害林の再生

力強い担い手の確保・育成

○新たな担い手の確保と育成強化

・若者等の人材確保と、育成のための研修環境の充実

○地域林業の中核を担う林業事業体への支援

・不安定な就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備

木材の利用促進

○公共建築物等への木材利用の促進

・中高層建築物・低層非住宅建築物への木材利用促進

○県産材の需要拡大

- ・木造住宅の普及と、品質・性能に優れた県産乾燥材等 の利用促進
- ・県内外への新たな販路を開拓、新たな木材製品の実用化等

情報提供と森づくり活動

○森づくり活動を支える県民意識の更なる醸成

- ・広報、情報発信手段の多様化と充実
- ・児童・生徒等の森林・林業への理解の促進 等

○森づくり活動の一層の推進、体験学習の促進

- ・県民・企業等が森づくり活動に新規参画できる環境整備
- ・みどりの大会の開催などを通じた県民の緑化に対する 意識の向上





担い手を確保・育成するための現場研修





公共建築物等への木材利用促進



森づくり活動への参加促進



企業等の森づくり活動の促進

第5 使途事業の方向性

1 使途の考え方

これまでの事業の成果や現状に鑑み、今後とも次の3つの柱に従いながら、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルの循環のため、各種の森林の保全に関する事業を実施していくこととする。また、その使途については、施策の必要性及び緊急性並びに森林環境譲与税(仮称)を取り巻く国、市町村の動向等を十分勘案して決定するものとする。

【使途の考え方】※新規・拡充施策

I 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 緊急的な間伐等や針広混交林(複層林)への誘導の促進により、健全な人工林 の整備を推進する。
- 持続的な林業の実現のため、伐採・再造林による人工林の若返り化を図り、 併せてシカ被害対策及び花粉発生源対策に取り組む。
- ナラ枯れ被害の先端地等の森林において、被害木の重点的な駆除等を実施する。

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進

- 若者等の新たな担い手の確保と、育成のための研修環境を充実させるとともに、 就労条件の改善と労働災害低減のための環境整備を支援する。
- 公共建築物等や木造住宅における県産乾燥材・CLT等の利用を促進するとと もに、ヒノキ製材品等の県内外への販路開拓等を支援し、県産材の需要拡大を図る。

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 森づくり活動を支える県民意識の更なる醸成のため、児童・生徒等の森林・林 業への理解を深める取組を重点的に実施する。
- ボランティア団体や企業による森づくり活動を支援するとともに、各種行事を 通じた県民の緑化意識醸成のための取組を行う。

2 施策毎の推進方向・具体的施策

(1) 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

① 健全な人工林の整備

ア 緊急的な間伐等の促進

国の造林補助事業の採択基準では、搬出間伐を主体に、一定規模以上への施業 集約化が必須となっているが、一部では、地形等の条件により集約化が困難で、 間伐が進みにくい森林が存在する。このため、施業集約化等が困難で国庫補助の 対象とならない間伐等への支援を緊急的に行うとともに、作業道の開設や補修、 スギ間伐材搬出への支援、造林補助事業で行う切捨間伐への対応を引き続き行う。 また、森林の健全性を確保していくため、造林補助事業の更新伐等を活用し、 スギ・ヒノキ人工林を自然林に近い針広混交林(複層林)へ誘導する。

イ 再造林による持続的な林業の実現と花粉発生源対策

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させ、持続的な林業を実現するため、林業生産に適した人工林では環境に配慮した小面積皆伐等を促進し、再造林による人工林の若返り化を図り、本県の森林資源を均等な齢級構成へと誘導する。なお、シカの生息密度の高い地域では、再造林地における苗木の食害が課題であるため、捕獲を含めたシカの生息密度低減のための対策を強化する。

また、花粉発生源対策として、造林補助事業等と連携し、花粉の飛散低減に向けた伐採を促進するとともに、引き続き少花粉苗木による植替え等の支援を行う。

② 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

ア 荒廃した里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

薄暗く荒廃した居住地周辺の里山林等においては、引き続き、松くい虫被害木や不用木の除去等により、自然力を活かした里山林等の再生を促進するほか、有害鳥獣対策として緩衝帯の整備を行う。また、学校等公共施設や集落周辺などの重要な森林の荒廃状況や土砂災害の危険性を調査することで、住民の安全・安心の確保に努めるものとする。

イ 地域における課題に対応した多様な森づくり

県北部を中心に拡大傾向にあるナラ枯れ被害の重点的な対策として、ナラ枯れ被害の先端地や良好な景観・自然を有する森林において、被害木の駆除等を促進し、健全な天然林へ誘導する。

また、松くい虫対策など、市町村等からの提案による、地域の実情や課題に対応した森づくりを引き続き支援する。

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

① 力強い担い手の確保・育成

ア 新たな担い手の確保と育成強化

若者や他産業からの転職者など幅広い人材確保のため、Iターン等就業希望者への雇用情報の提供、高校生等を対象としたインターンシップの実施及び各種広報媒体を通じた就業促進に向けた情報発信等を行う。

また、新規就業者の育成・定着を図るため、就業に必要な基本的知識・技術習得のための職場内研修等の支援を対象年齢を拡充して行うほか、引き続き、現場技術者を対象とした研修環境の充実を図り、専門的な知識と高い技術力を備えた人材を育成していく。

イ 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

林業労働者の雇用は、林業作業の季節性や事業主の経営基盤のぜい弱性等により、必ずしも安定していないことが多い。このため、林業事業体が行う雇用条件の改善に向けた取組や、現場技術者が働きやすい環境整備等に対して、重点的・総合的に支援する。

また、労働災害の低減を図り、安全で魅力ある林業となるよう、安全作業に必要な装備・器材の導入や作業現場への巡回指導を引き続き支援する。

② 木材の利用促進

ア 公共建築物等への木材利用の促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共建築物を始め展示効果の高い民間の建築物に対し、県産乾燥材やCLT等を利用した木造化・木質化、木製品の導入及び設計等の支援を行い、中高層建築物や低層非住宅建築物への木材利用を促進する。

イ 県産材の需要拡大

木材需要のうち住宅建築が大半を占めることから、住宅建築において木造住宅を普及し、品質・性能に優れた県産乾燥材やCLT等の利用を促進する。

これまでの取組により中国・韓国等において新たな販路が拡大しつつあることから、県産材の新たな販路を引き続き開拓するため、高品質な県産ヒノキ製材品等を中国・韓国等の海外を含めた県内外へPRするとともに、国際的な木材取引において標準となりつつある森林認証材の普及や、エンドユーザーや都市住民を対象とした県産材の利用促進のための普及啓発活動等を支援する。

また、県内の企業や大学等が行う木質バイオマスの新たなマテリアル利用に向けた取組を継続して支援するとともに、新たな木材製品の実用化等を支援する。

(3)森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

① 県民への情報提供等

県民全体で岡山の森林を守り育てるという意識を更に醸成し、森づくり県民税及び事業を県民に認知・理解していただくため、引き続き森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開や、多様な広報・情報発信手段の活用、県民税事業実施者からの情報発信等を行うとともに、児童・生徒等が身近に木と触れあえる空間を創出するなど、森林・林業の役割、木材の良さ及び木材利用の意義等を普及する。

② 県民参加による森づくり活動の推進

ア 県民参加による森づくり活動の一層の推進

森づくり活動の一層の促進を図るためには、県民・企業等が森づくり活動に新

規参加できる環境の整備が必要であることから、「おかやま森づくりサポートセンター」を核として、森づくりに関する情報の提供や相談窓口の開設、企業等による森づくり活動の支援等を行う。

イ 森林・自然を活用した体験学習の促進

森林・自然を活用した体験学習を促進するため、みどりの少年隊及び関係者による交流大会の開催を支援してきたところであり、今後も「みどりの大会」や県内で開催される各種行事・イベント等を通じて県民の緑化意識の醸成を図る。

また、児童・生徒等による森林・林業現場の見学や体験活動等を促進するとと もに、森林・林業関係団体等が企画・実施する都市と山村との交流活動を引き続 き支援する。

3 森林環境譲与税(仮称)と新たな森林管理システムについて

(1) 森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設

「平成30年度与党税制改正大綱」(以下「税制改正大綱」という。) において、次の内容が明記された。

- ・ 自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度(新たな森林管理システム)が創設され、森林関係法令の見直しを行い、平成31(2019) 年4月から施行予定
- ・ 森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を平成31(2019)年度税制改正において創設
- ・ 森林環境税(仮称)については、平成36(2024)年度から課税。一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、 森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31(2019)年度から行う。

(2) 森林環境譲与税(仮称)の使途

税制改正大綱の税創設の経緯を踏まえ、新たな森林管理システムにおいて、森林整備等に必要な財源に充当することはもとより、税制改正大綱では、次のとおり示されている。

- 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備 及びその促進に関する費用
- 都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用

(3) 新たな森林管理システム (森林経営管理法)

平成30 (2018) 年5月に国会において可決・成立し、来年4月に施行される森林経営管理法では、森林所有者の責務として、森林の経営管理を行わなければならないことが明確化された。

森林の経営管理の仕組みとしては、市町村は、森林所有者に経営管理の意向調査を

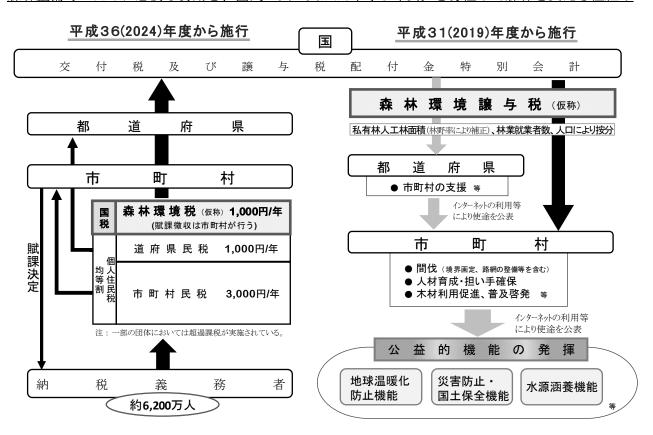
行い、森林所有者が自らが経営管理を実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを基本としている。なお、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理することとされている。

○森林環境税(仮称)の課税は平成36(2024)年度から

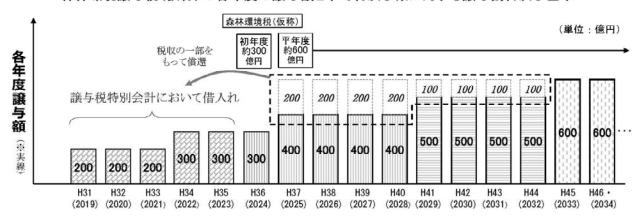
〇平成31(2019)年度から先行して一部が譲与される森林環境譲与税の使途は、市町村が 行う新たな森林管理システムの実施を踏まえた森林整備等に必要な費用に充てられる。 県 市町村 ●新たな森林管理システムへの取組 ●市町村の取組に対する支援 (人工林の森林管理) ・新たな森林管理システムに向けた森林 資源データの整備 林 森林所有者への意向調査と経営管理区分 環境譲 【経営可能】意欲と能力のある林業経営者 市町村職員等の人材育成 へ再委託 ・幅広い人材バンクの整備と運用 【経営不可】市町村管理事業の実施 ・効率的な森林管理方法の提案 等 ※仕組みづくり等が概ね完了後、木材利用、 里山対策等

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び県に対する譲与割合及び基準



_		80 : 20					85 : 15			88 : 12				90	: 10		
市町村・都道 府県の割合		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	
	市町村分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	
国	都道府県分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
岡	市町村分	3.1	3.1	3.1	4.7	4.7	4.7	6.7	6.7	6.7	6.7	8.6	8.6	8.6	8.6	10.6	
ш	県分	0.8	0.8	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	

50%: 私有林人工林面積 (※林野率による補正)

市町村分 20% : 林業就業者数 30% : 人口

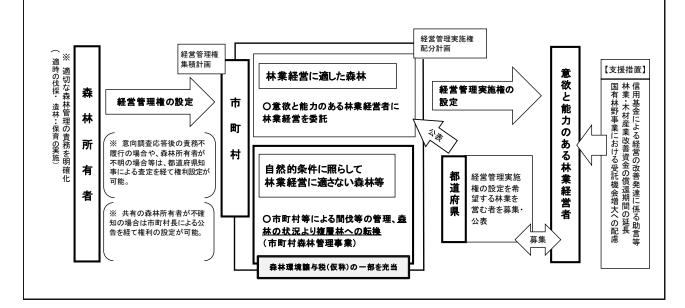
都道府県分 ---- 市町村と同じ基準

新たな森林管理システム「森林経営管理法」の概要

「森林経営管理法は平成31(2019)年4月施行」

【新たな森林管理の仕組み】

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化する。
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力の ある林業経営者に再委託する。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。



(4) 使途の整理

森林環境税(仮称)は平成36 (2024)年度から課税されるため、次の5年間(平成31 (2019)年度から平成35 (2023)年度まで)は森づくり県民税との負担の重複はない。なお、平成31 (2019)年度から先行して森林環境譲与税(仮称)が譲与されることから、森づくり県民税との使途の重複が懸念される。

今後、市町村においては、この森林環境譲与税(仮称)を活用した新たな森林管理システムの体制整備に相当時間を要することや、県において、森林環境譲与税(仮称)を活用する市町村と十分な協議・説明が行われたことから、次の5年間は、基本的には森づくり県民税との重複は避けられると考えられる。

【市町村への説明内容】

〇 森林環境譲与税(仮称)・新たな森林管理システム(森林経営管理法)

・ 森林環境税(仮称)は平成36(2024)年度から課税され、平成31(2019)年度から先行して一部が譲与される森林環境譲与税(仮称)の使途は、新たな森林管理システム(森林経営管理法)の実施(県にあっては、市町村等への支援)に優先的に充当することとする。

○ おかやま森づくり県民税の使途事業の方向性(案)

- 従来の3つの柱を継続することとする。
- ・ 森林環境譲与税(仮称)の使途は、市町村が行う新たな森林管理システムの実施を踏ま えた森林整備等に必要な費用に充てることとされ、県民税の使途は広域的な取組の支援を 主体とするなど、県と市町村との役割分担を行い、使途の重複は行わないこととする。
- ・ 国庫補助事業と連携した事業を従前どおり実施し、事業効果を高めることとする。 (県負担額や上乗せ補助(嵩上げ)制度への充当など)
- 新たな課題やニーズに適切に対応することとする。

I 水源かん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- 新たな森林管理システム(森林経営管理法)の意向調査対象森林等は、県民税の間伐等 事業の対象としないこととする。
- ・ 森林病害虫防除(松くい虫、ナラ枯れ)対策は、広域的かつ緊急性の高い取組であるため、引き続き県民税事業で行うこととする。

Ⅱ 森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材利用の促進

- 担い手の確保・育成対策では、広域的な取組の支援対策を主体とし、市町村における森 林環境譲与税(仮称)を活用した取組との重複支援は行わないこととする。
- ・ 木材利用の促進対策では、市町村における森林環境譲与税(仮称)を活用した取組との 重複支援は行わないこととする。

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

・ 広域的な取組の支援対策を主体とし、市町村における森林環境譲与税(仮称)を活用した取組との重複支援は行わないこととする。

なお、市町村の主体的な取組として実施してきた「市町村提案型森づくり事業」については、これまでどおり一定の枠を確保するとともに、市町村へ直接補助している森林病害虫防除関連事業と統合する。

また、市町村が森林環境譲与税(仮称)を活用して県民税事業に上乗せ補助を行った場合は、県民税事業の対象としないこととする。

第6 税制度のあり方

1 課税方式

森づくり県民税は、森林の恩恵を享受しているすべての県民と事業者に理解と協力 を求め、本県の森林を県民全体で支えていくことを本旨とするものである。

本県の採用する県民税均等割超過課税方式は、県内の個人、法人に薄く広く負担を求める点で目的に沿っている。

また、導入以来、適切に賦課徴収が行われ、納付、納入についての問題も生じておらず、本県の課税制度として定着している。

全国的にもほとんどの府県において本県と同じ課税方式が採用されていること等を踏まえれば、現在の課税方式が適当であるといえる。

2 税率

森づくり県民税は、「第5 使途事業の方向性」で示した、①水源の涵養、県土の保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進、③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進という3つの柱に沿って実施する各種事業の財源となるものであり、これらの事業には引き続き多額の費用を要する。

一方、県民税均等割の税収は景気動向に左右されにくいことから、現在の税率を維持すれば、これまでと同程度の事業の実施が可能であり、また、今後新規拡充する事業の財源についても、今の税収の中で対応することは十分可能であると考えられる。

本県の税率が全国的にみても標準的なものであって、今以上の負担を求める必要は特にないことから、現在の税率が適当である。

なお、平成31 (2019) 年度に森林環境譲与税(仮称)が創設されるが、森づくり県 民税を財源とする事業には譲与税を充当しないこととされており、現時点では、森づ くり県民税の税率を維持することが適当であるといえる。

3 課税期間

森づくり県民税は、森林保全のための特別な負担を求めるものであり、その課税期間は限定することが適当であるが、森林保全を目的とする本税の導入効果を検証するためには、複数年にわたる使途事業の実績を踏まえる必要があると考えられる。

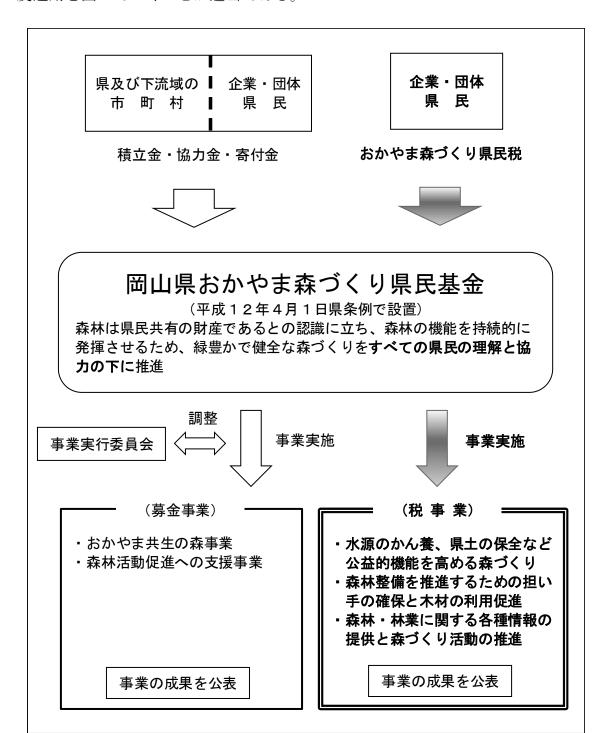
導入から15年目を迎え、制度自体は定着していることから、課税期間を変更する必要はなく、5年間(平成31(2019)年度から平成35(2023)年度まで)とすることが適当である。

なお、森林環境税(仮称)が創設される平成36 (2024)年度以降の森づくり県民税のあり方については、今回の課税期間が終了する平成35 (2023)年度までに、各種事業の実施状況や譲与税の使途の状況、他府県の独自課税の動向等を踏まえた検討を行うことが適当であるといえる。

第7 基金のあり方

森づくり県民税は、本来は使途が限定されない普通税であるが、森林を保全するという政策目的に要する財源として導入した税制であることから、その税収が森林の保全に要する費用に限定して充てられていることを明らかにする必要があり、導入当初から、「おかやま森づくり県民基金」に税収を一旦積み立てた上で、必要な事業に要する費用に充当することにより使途を限定してきたところである。

こうした税制の性格を踏まえれば、今後においても税収の使途を限定するための仕組みが必要となることから、引き続き、「おかやま森づくり県民基金」を活用した制度運用を図っていくことが適当である。



(資料編)

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会(以下「懇話会」という。)は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

- 第3条 懇話会は、委員で構成する。
- 2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。
- 3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

- 第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出 し、副会長は会長が指名する。
- 2 会長は、懇話会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この設置要綱は、平成29年4月5日から施行する。 (要綱の廃止)
- 2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力 を失う。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	
おかもと きょし 岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
れたい きょひろ 石井 清裕	岡山商工会議所副会頭	副会長
ちば きょうぞう 千葉 喬三	中国学園大学・短期大学学長	
うり まさお 釣 雅雄	岡山大学経済学部教授	
か藤はま子	岡山県環境審議会委員	
ひらしま ちぇこ 平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会副会長	
藤木茂彦	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
まじわら ゆりこ藤原 裕里子	税理士	

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成十五年十二月十九日岡山県条例第六十一号

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林 の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に 関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源 を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例(昭和二十九年岡山県 条例第三十七号。次条及び第三条において「県税条例」という。)の特例を定めるも のとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第二条 平成十六年度から平成二十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。
- 2 平成二十六年度から平成三十年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率 は、県税条例第三十四条及び附則第二十四条第六項の規定にかかわらず、同項の規 定により算定した額に五百円を加算した額とする。

(平二○条例三九・平二五条例六六・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第三条 平成十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

(平二○条例三九・平二二条例三八・平二五条例六六・一部改正)

(使涂)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金 (岡山県おかやま森づくり県民基金条例(平成十二年岡山県条例第五十二号)に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。 (岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)
- 2 略

(特例)

3 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第一項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に二百円」とする。

(平一六条例三六・追加、平一七条例四八・一部改正)

4 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

5 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

附 則(平成一六年条例第三六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。 附 則(平成一七年条例第四八号)抄 (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一•二略

三 第一条中附則第十一条の二の改正規定、附則第十一条の二の次に一条を加える 改正規定並びに附則第十一条の二の二、附則第十一条の二の三、附則第十一条の 三、附則第二十三条及び附則第二十四条の改正規定、第二条の規定並びに附則第 二項及び第三項の規定 平成十八年一月一日

四略

附 則(平成二〇年条例第三九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成十二年三月二十一日岡山県条例第五十二号

岡山県おかやま森づくり県民基金条例をここに公布する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

(設置及び目的)

第一条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平一五条例六一·一部改正)

(積立て)

- 第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
 - 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第四条の規 定により基金に積み立てるものとされている額
 - 三 前二号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定める額

(平一五条例六一·一部改正)

(管理)

- 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため 必要な経費の財源に充てることができる。
- 2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金 に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分する ことができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例六一·一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

おかやま森づくり県民税の導入・見直しの経緯

導入までの経緯

平成13年 5月:有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主

権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び

水源かん養税の創設について検討を開始

平成14年 3月:税制懇話会から知事に報告

水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求め

る課税方式(法定外目的税)を提示

平成15年 6月:知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、

7月から税制懇話会において再検討を開始

平成15年10月:税制懇話会から知事に報告

森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課

税方式を提示

平成15年12月:「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立

平成16年 4月:同条例を施行(おかやま森づくり県民税としてスタート)

(鳥取県、島根県、山口県は平成17年度、広島県は19年度に導入)

条例施行5年後の検討(1回目の見直し)の経緯

平成20年 5月:有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置

平成20年 5月:税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を

~ 1 1 月 検証

平成20年11月:税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告

平成20年12月:「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提

案、可決成立

平成21年 4月:改正条例を施行

条例施行10年後の検討(2回目の見直し)の経緯

平成24年 4月:有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置

平成25年 6月:税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を

~10月 検証

平成25年10月:税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告

平成25年12月:「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提

案、可決成立

平成26年 4月:改正条例を施行

(中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長)

岡山県税制懇話会の審議経緯

第1回会議(平成30年5月24日)

主な議題:森づくり県民税の概要及び導入・見直しの経緯等について

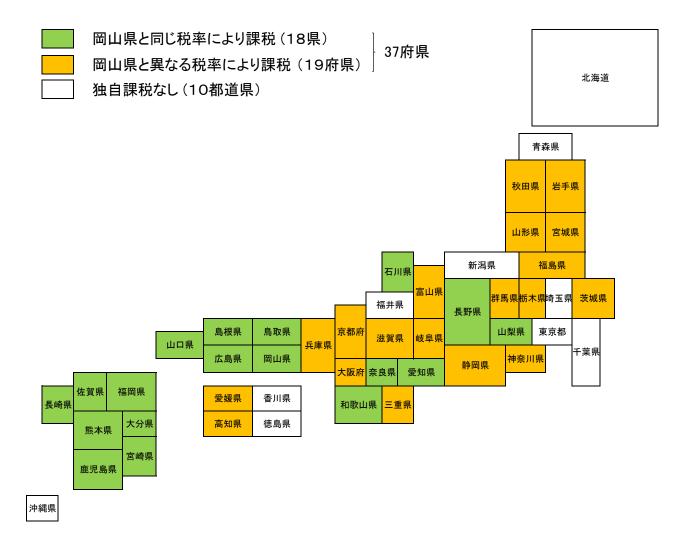
第2回会議(平成30年7月 2日)

主な議題:森づくり県民税の必要性及び使途事業の方向性等について

第3回会議(平成30年10月2日)

主な議題:岡山県税制懇話会報告書(案)について

森林整備にかかる都道府県の独自課税



林怀笠	備にかかる都道府県の	<u> </u>	化工		-m		H30.3.3 H27税収額
県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	++	課税仕組み	2+ 1	(決算額
高知県	森林環境稅	H15.4	H15.2	方式 県民税均等割	個人 500円/年	法人 500円/年	<u>(億円)</u> 1.7
				超過課税 県民税均等割			
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	超過課税 県民税均等割	500円/年	均等割額の5%増	5.5
鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.8
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.1
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.4
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.9
鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.4
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.4
福島県	森林環境稅	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.2
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.8
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	7.0
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	24.5
奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.3
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.1
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.6
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人 県民税の超過課税措置	H19.4	H17.10	県民税均等割 ・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし	38.9
富山県	水の緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5~12.5%増	3.7
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.4
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.8
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.6
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	17.5
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.4
長野県	長野森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.7
福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	13.7
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	具民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.4
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	具民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	22.4
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	具民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	16.4
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10		500円/年	均等割額の5%増	2.7
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	具足税均等割 足员进税 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	12.0
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	具足税均等割 足税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.3
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	具足税均等割 足员进税 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	10.5
大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	具足税均等割 足税均等割 超過課税	300円/年	なし	10.4
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	型型缺税 県民税均等割 超過課税	600円/年	なし	6.1

[※]埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置。

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途

	使途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	詳馬 県		石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都有	大阪府	兵車具	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	
間	国 庫 補 助 事 業 (補助率の上乗せ等)				0		0				0	0	0	0				0					0		0			0	0		(0	(0 (0	
伐	地 森林所有者等への補助 方 により実施するもの 単		0						C)																		0	0						(D
事業	独 地方団体が森林所有者 事 等と協定(※1)を締結し 業 て実施するもの	0		0	0	0	0	0) C	О	0)	0	0	0	0		0			C	ОС	0	0	0	0	0			0	0 (0	0	S	0	
	治山•流木対策																0	0	O	0	O							0					(0	0	
そ	松枯れ木等処理		0	0		0	0			С)									0			0		0	0		0		0			0	(0	5
o o	都市緑化、河川等		0				0		C)				0		0				(S															
他	担い手育成・支援			0		0			C)			0			0				0	C)			0			0					0	၁		
o o	木材利用促進		0		0	0	0	0	C	C)	0	0	0		0		0	Э (0					0	0		0	0		0	0	0	0	(5
事	森林環境教育	0		0	0	0	0	(<mark>O</mark>	C	0	0	0	0			0	0			C) C)	0	0			0	0				0	O	0	5
業	普及•啓発(※2)	0		0	0	0	0	0	o c	C	0	0	0	0	0	0	0	0	C		C) C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O	0)
	その他(※3)		0	0	0	0	0	(Э C	C)	0	0	0		0	0	0	C		C) C)		0	0	0	0	0	0	(0	0	O	0	

^(※1)協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容(協定の有効期間内における主伐の禁止等)等について定めるもの

^(※2)ボランティア支援を含む。

^(※3)森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等

[※]林野庁調査結果より総務省において作成

おかやま森づくり県民税事業の実績(平成26年度~平成29年度)

平成26年度から平成29年度までの4カ年間で、総額2,098,113千円の充当額により森林保全事業を実施している。

1 充当額

(単位:千円)

				(早	<u>似:十円)</u>
施 策 の 展 開 方 向	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	4 力年計
事業名					
水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公 益的機能を高める森づくり	396, 976	439, 719	419, 962	387, 797	1, 644, 454
おかやま元気な森づくり推進事業	216, 646	247, 615	222, 071	166, 521	852, 853
造林補助事業 (間伐促進等)	70, 384	72, 178	76, 318	76, 401	295, 281
少花粉スギ等普及促進事業	7, 239	11, 448	12, 943	14, 667	46, 297
ICTを活用した"スマート林業"実証事業			7, 510	12, 872	20, 382
快適森林環境創出事業	61, 180	65, 789	66, 446	77, 933	271, 348
集落周辺の荒廃森林調査事業	20, 998	23, 642	22, 511	22, 198	89, 349
市町村提案型森づくり事業	20, 529	19, 047	12, 163	17, 205	68, 944
森林整備を推進するための担い手の確保と 木材の利用促進	106, 643	92, 913	83, 177	94, 195	376, 928
おかやまの森林・林業を支える担い手対策 事業	38, 183	25, 241	34, 900	32, 199	130, 523
県産材需要拡大総合対策事業 (※1)	40, 637	47, 086	28, 290	24, 920	140, 933
県産ヒノキ販路開拓支援事業 (※2)	11, 914	13, 262	12, 644	7, 050	44, 870
CLT等利用促進対策事業				19, 623	19, 623
森林認証・認証材普及促進事業			3, 937	4, 511	8, 448
グリーンバイオプロジェクト推進事業	15, 909	7, 324	3, 406	5, 892	32, 531
森林・林業に関する各種情報の提供と 森づくり活動の推進	17, 339	17, 772	20, 275	21, 345	76, 731
森のなるほど情報発信事業	2, 719	2, 454	6, 662	5, 860	17, 695
県民が育て楽しむ森づくり推進事業	13, 244	13, 718	12, 013	13, 385	52, 360
みどりの大会開催事業	1, 376	1,600	1,600	2, 100	6, 676
合 計	520, 958	550, 404	523, 414	503, 337	2, 098, 113
					l

^(※1) 平成27年度まで実施した「公共建築物等木材利用促進事業」及び「おかやまの木づかい推進事業」を含む。 (※2) 平成26年度まで実施した「県産ヒノキ販路拡大等推進事業」を含む。

2 事業量等

(1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名 (充当額)	実 施 内 容	事 業 量
おかやま元気な森づくり推進事業 (852,853千円)	・国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 ・森づくり作業道の整備、ストックポイントの整備・手遅れ林分の把握、間伐実施・スギ間伐材の搬出促進・針広混交林など多様な森づくりの推進・低コスト再造林実証モデル林の整備	2, 979ha 191, 223m、3箇所 38, 054ha、23ha 883ha、93, 155㎡ 629ha 9ha
造林補助事業(間伐促進等) (295, 281千円)	・造林補助事業への県民税充当(切捨間伐等)	4, 495ha
少花粉スギ等普及促進事業 (46,297千円)	・少花粉スギ苗木等の安定供給体制の整備等 (採種園の造成等)・モデル林の設置・植栽、下刈	5箇所 91ha
ICTを活用した"スマート林業"実証事業 (20,382千円) (H28~)	・森林情報を共有化する森林GISの再構築	2式
快適森林環境創出事業 (271,348千円)	・荒廃した里山林等の再生 ・松くい虫被害林の整備(樹種転換) ・松くい虫被害発生源の除去(伐倒・薬剤処理) ・人家裏等の危険な被害木の除去(伐倒・整理) ・ナラ枯れ被害拡大防止(搬出助成) (樹幹注入及び被害跡地更新)	50ha 410ha 2, 743 ㎡ 6, 400 ㎡ 6, 636 ㎡ 521本、608 ㎡
集落周辺の荒廃森林調査事業 (89,349千円)	集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の 調査	7, 011日
市町村提案型森づくり事業 (68,944千円)	・松くい虫被害予防(薬剤樹幹注入等) ・間伐用林業機械等の導入助成 ・市民参加による森づくり活動 ・その他の森林保全の取組み	7,957本 9台 延 146団体 4件
計 1,644,454千円		

(2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

事業名 (充当額)	実 施 内 容	事 業 量
おかやまの森林・林業を支える 担い手対策事業 (130,523千円)	・専門的知識・技術等を有した人材育成等 ・安全装備・器具等の導入支援 ・市町村による担い手確保の推進 ・林業事業体の経営改善の推進 ・就業ガイダンスへの参加・林業体験の開催等 ・新規就業者の職場内研修等への支援 ・安全衛生指導員による巡回指導等	251人 延81事業体、延1,655人 13市町村 27事業体 29回 延38事業体、延57人 341回
公共建築物等木材利用促進事業 (5,641千円)(~H27)	・県産木製品の展示PR ・県産木製品の開発・展示 ・公共建築物の県産材利用課題検討活動の 助成 ・公共建築物の木造化計画作成経費の助成	2回 1回 3件 4件
おかやまの木づかい推進事業 (82,082千円) (~H27)	・県産材製品カタログ等の作成 ・公共空間の木質化等への助成 ・県産材サポーターの更新	2件 93施設:222㎡ 51人

事業名 (充当額)	実 施 内 容	事業量
県産材需要拡大総合対策事業 (53,210千円) (H28~)	・公共空間の木質化等の助成 ・県産材サポーターの育成 ・県産材展示会等への助成	88施設:128㎡ 72人 4団体
県産ヒノキ販路拡大等推進事業 (11,914千円)(~H26)	・木材関係団体の県産材製品販路拡大を支援・県産材新用途の開発(重ね梁) ・JAS認定取得促進 ・県産材サポーターの養成 ・サプライチェーン活動への支援	2団体 1件 1社 49人 2団体
県産ヒノキ販路開拓支援事業 (32,956千円)(H27~)	・木材関係団体の県産材製品販路拡大を支援 ・県産材の需給ギャップの調査	4団体 4件
C L T 等利用促進対策事業 (19,623千円) (H29~)	・CLT普及促進のためのセミナー等の開催 ・公共建築物等の木造・木質化等への助成 ・ラミナ安定供給体制の整備を支援 ・他工法とのコスト比較調査	4件 5件 1団体 1式
森林認証·認証材普及促進事業 (8,448千円)(H28~)	・森林認証の取得促進	32件
グリーンバイオプロジェクト推進事業 (32,531千円)	・未利用間伐材等の木質系バイオマスの利 活用技術の開発を支援	19件
計 376,928千円		

(3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名 (充当額)	実 施 内 容	事 業 量
森のなるほど情報発信事業 (17,695千円)	・学校等で使用する副読本の作成 ・森づくり情報の展示 ・講演会の開催 ・ヒノキ木エクラフトコンテストの開催 ・森林・林業就業PR動画の作成・広報 ・県産ヒノキPR動画の作成・広報 ・「おかやま森の名人」による出前講座	99, 000部 23回 2回 1回 1式 1式
県民が育て楽しむ森づくり推進 事業 (52,360千円)	・森づくりサポートセンターへの活動支援 (植樹、保育のつどい等の開催) ・森づくり指導者の育成 ・企業と市町村等との森林保全協定の締結 ・都市と山村との交流促進 ・二酸化炭素森林吸収評価の認証	160回、延4,514人 延83人 6企業·団体 18団体 30企業·団体
みどりの大会開催事業 (6,676千円)	・みどりの少年隊が一堂に会する県大会の 開催	4回、延 2,000人
計 76,731千円		
合計 2,098,113千円		

3 効果額等の試算

森づくり県民税事業により間伐を実施し、健全な人工林が増加することにより森林の持つ公益的機能が高められることになるが、このうち、代表的な公益的機能について、次のとおり効果額などを試算した。

なお、試算方法は、日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林 の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)に準拠した。

〇間伐が必要な森林の整備

県では森林の持つ公益的機能の持続的発揮を図るとともに、二酸化炭素の吸収源となる森林を積極的に確保するため、平成25年3月に策定した「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」に基づき、造林補助事業(国庫補助)や、おかやま元気な森づくり推進事業(県民税事業)などにより間伐を推進している。

◇間伐とは◇

人工林が良好に生育するように、混み合っている木を抜き伐る作業で、間伐を 実施しない森林では地面に光が届かず草木がなくなり、わずかな降雨により土砂 が流出しやすく、土砂災害の危険が高まる。さらに木が過密になると細く弱々し くなり、風や雪による倒木被害を受けやすくなる。

県民税を活用した間伐実績

単位:ha

₽ /\	間伐実績					
区 分	H26	H27	H28	Н29	計	
おかやま元気な森づくり推進事業	769	890	809	534	3, 002	
搬出促進事業	257	254	204	168	883	
造林補助事業	1, 578	1, 048	1, 047	799	4, 472	
計	2, 604	2, 192	2,060	1, 501	8, 357	

※四捨五入のため計は合わない。

間伐が必要な森林約2.2万ha (H26~H29) <u>県民税事業により8,357haの解消</u> (H26~29の実績)

後楽園約580個分の面積に相当

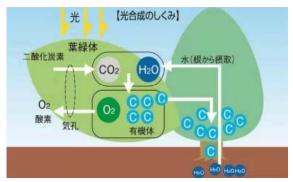
◇二酸化炭素吸収の効果◇

樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄え成長する。その森林が適切に手入れされていることが、二酸化炭素の吸収量を増加させることに直接つながる。

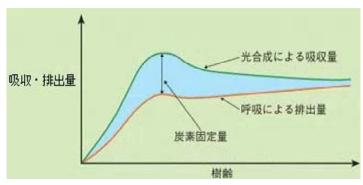
- ①県民税事業により整備された森林の炭素固定量は、約71千二酸化炭素トン
- ②約22.0万人が呼吸によって排出する二酸化炭素相当量を吸収
- ③約3万1千台の自家用自動車が排出する二酸化炭素相当量を吸収
- ④二酸化炭素を火力発電所の排煙処理施設で処理するとその費用は約3億9千万円 (整備森林の二酸化炭素吸収効果の試算)

• 2. 30t/ha ※ 1	X	3.67%2	=	8.44t-CO ₂
• 8.44t-CO ₂	X	8, 357ha	=	70,533t-C0 ₂
• 70,533t-CO ₂	÷	320kg 💥 3	÷	22.0万人
• 70,533t-CO ₂	÷	2,300kg ¾4	÷	3.1万台
• 5,500円/t-C0	2 ※ 5	\times 70,533t-C02	÷	388百万円

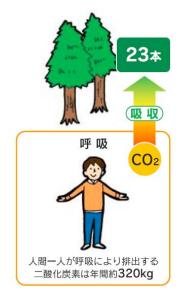
- ※1 lha当たりの炭素吸収量
- ※2 二酸化炭素の重量に換算係数(CO2分子量/C原子量=44/12)
- ※3 人間1人が呼吸により排出する年間二酸化炭素排出量(林野庁HP)
- ※4 自家用車1台の年間二酸化炭素排出量(林野庁HP)
- ※5 火力発電所における二酸化炭素回収コスト (H29林野公共事業評価単価)

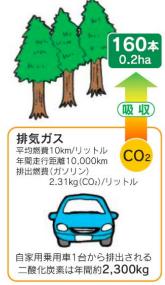


光合成の仕組み(林野庁HPより)



樹木の林齢による二酸化炭素固定量(林野庁HPより)

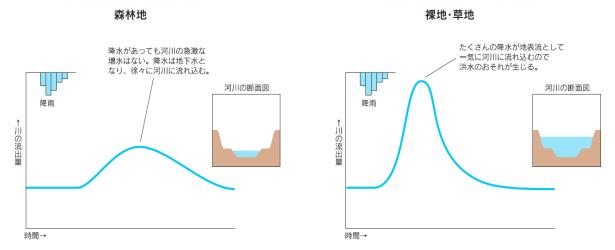




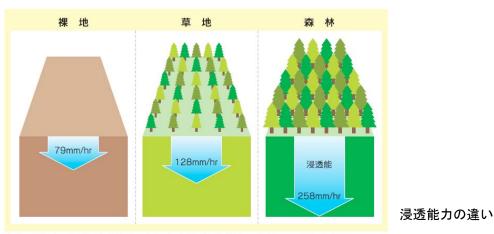
身近な二酸化炭素排出量と森林(スギ人工林) の二酸化炭素吸収量(岐阜県収穫予想表に基づく試算)

◇緑のダムの効果◇

健全な森林の土壌はスポンジのように隙間がたくさんある構造になっている。このため、森林に降った雨はすぐに川に流れ込まずに地中にしみこみ、ゆっくりと川に流れ込むことから、豪雨時の洪水を防いでいる。



資料:森林のセミナーNo.2「くらしと森林」(社)全国林業普及協会



資料:村井宏・岩崎勇作「林地の水および土壌保全機能に関する研究」 1975

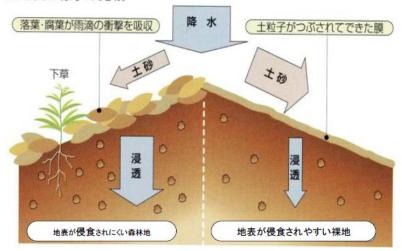
- ①県民税事業により整備された森林の貯水量は、約26,332,907㎡
- ②約25.5万人が年間使用する生活用水に相当する量を貯水
- ③千屋ダム(有効貯水量26,200,000㎡)の約1基分に相当する量を貯水
- ④この貯水量を貯水ダムで代替した場合、その費用は約9億円の効果 (整備森林の流域貯水量効果の試算)
 - 3, $151 \,\mathrm{m}^3 \times 6 \times 8$, $357 \,\mathrm{ha} = 26$, 332, $907 \,\mathrm{m}^3 = 26$

 - ·1,058百万円/年·(m³/s)※8×0.835m³/s※9 ≒ 883百万円
 - ※6 1ha当たり流域貯水量
 - ※7 1人当たり年間使用量(「H30年度版日本の水資源の現況」国土交通省水資源部)
 - ※8 開発水量当たりの利水ダム年間減価償却費(H29林野公共事業評価単価)
 - ※9 県民税により整備された森林の貯水量を流量当たりに割り戻した値

◇土砂流出防止の効果◇

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の流出や崩壊を防いでいる。

■地表の様子の比較



降雨に伴う土砂流出について

- ①県民税事業で整備した森林の土砂流出防止量は、約199万㎡
- ②10 t ダンプトラック約37万5千台分の土砂の流出を防止
- ③この防止効果を砂防ダムが担うと、その費用は約111億4千万円

(整備森林の土砂流出防止効果の試算)

• $238 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{ha} \times 10$ × 8, $357\mathrm{ha}$ = 1, 988, $966 \,\mathrm{m}^3$

· 1, 988, 966 m³ ÷ 5. 3 m³※11 ≒ 37. 5万台

· 5,600円/m³※12 × 1,988,966m³ ≒ 11,138百万円

※10 1ha当たりの浸食防止量

※11 10tダンプトラック土砂運搬量

※12 砂防ダムの建設コストを基に試算 (H29林野公共事業評価単価)

このほかにも洪水緩和機能、水質浄化機能や保健休養・レクリエーション機能など評価できるものがあるが、上述の3機能の評価額だけでとらえても**約124億円** (4年間)の効果が将来的に継続されることとなる。

おかやま森づくり県民税事業(平成30年度)計画

1 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり (金額単位:千円)

	事 業 名	充当額	実 施 内 容	備考
健全な人工林の整備	おかやま元気な森づくり 推進事業	242, 072	国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 870ha 森づくり作業道、ストックポイントの整備 23,000m 手遅れ林分の間伐 80ha スギ間伐材の搬出促進 162ha 針広混交林など多様な森づくりの推進 小規模間伐の推進 小規模間伐の推進 低コスト再造林実証モデル林の整備 6ha	2, 629ha
かの敷	造林補助事業(間伐促進等)	80, 433	造林補助事業への県民税充当(切捨間伐等) 1,679ha	
備	少花粉スギ等普及促進事業	25, 644	少花粉スギ苗木等の安定供給体制の整備等	小計
	未整備森林の解消に向けた 森林情報整備事業	11,000	未整備森林の現況及び森林管理情報等の整備	359, 149
多様な森づくり等	快適森林環境創出事業	67, 131	荒廃した里山林等の再生 7ha 105ha 松くい虫被害林の整備(樹種転換) 105ha 松くい虫被害発生源の除去(伐倒・薬剤処理)490m 人家裏等の危険な被害木の除去(伐倒・整理) ナラ枯れ被害拡大防止(搬出助成) 1,500m (樹幹注入及び被害跡地更新) 130本、320m	
り	集落周辺の荒廃森林調査事業	22, 934	集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等を調査	
守	市町村提案型森づくり事業	23, 392	地域の実情や課題に対応した市町村の提案による 森林保全の取組を支援	小計 113,457
	計	472, 606		

2 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

	事 業 名	充当額	実 施 内 容	備考
担い手育成	おかやまの森林・林業を支 える担い手対策事業	43, 711	高校生等への林業就業支援 専門的知識・技術等を有した人材育成 安全装備、器具等の導入支援 市町村による担い手確保の推進 8市町村	
	CLT等利用促進対策事業	34, 023	CLTを利用した木造化、設計等の支援 他工法とのコスト比較調査12件 1式	
	県産ヒノキ販路開拓支援事業	7, 992	木材関係団体の県産材製品販路開拓を支援 1団体 県産材製品の供給体制の確立等に対する支援 1団体	
木	東京2020五輪大会おかやま 県産材活用事業	45,000	選手村ビレッジプラザへの県産材活用 1件	
例の	木造住宅等普及促進事業	2, 750	家づくりサプライチェーン活動への支援 1団体	
木材の利用促進	県産材需要拡大総合対策事業	18, 614	公共空間の木質化等の助成 県産材サポーターの資質向上 展示会等の県産材PRへの助成 2団体	
	森林認証·認証材普及促進事業	5, 100	FM認証等森林認証の取得の支援 19件	
	バイオマスイノベーション創出実用化 支援事業	7, 500	未利用間伐材等の木質系バイオマスの利活用技術 の開発を支援 3件	小計
	セルロースナノファイバーによる地場 産業等魅力アップ強化事業	1,000	セルロースナノファイバー適用試行に係る経費を支援 4件	121, 979
	計	165, 690		

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	事 業 名	充当額	実 施 内 容	備考
情報発信	森のなるほど情報発信事業	4, 917	学校等で使用する副読本の作成 森づくり情報の展示 20,000部 5回	
県民の森づくり	県民が育て楽しむ森づくり 推進事業	13, 848	おかやま森づくりサポートセンターの活動支援 企業等による森づくり活動への支援 二酸化炭素森林吸収評価の認証	
	森のなるほど情報発信事業	2, 200	都市と山村との交流促進 6団体	
	「森林の担い手」育成事業	1,500	公立高校での森林・林業教育活動 4校	小計
	みどりの大会開催事業	2, 200	みどりの大会の開催 1回(500人)	19, 748
計		24, 665		
	合 計	662, 961		